

月例総会議事録

- 1 招集日時 平成30年 6 月19日（火）
- 2 開会日時及び場所
平成30年 6 月19日（火） 午後 1 時45分
防府市役所 1 号館 3 階第 1 会議室
- 3 閉会日時 平成30年 6 月19日（火） 午後 2 時20分
- 4 委員氏名

(1)出席者（17名）

（1 番）石川 眞平 （2 番）池田 静枝 （3 番）中山 博祐 （4 番）宇多村史朗
（5 番）井元 均 （6 番）吉本 典正 （7 番）木原 伸二 （8 番）古谷 修造
（10番）田村 正信 （11番）石田 卓成 （12番）熊安 悦子 （13番）鹿角 清美
（14番）池田 圭介 （15番）原田 道昭 （16番）内田 成男 （17番）三輪 栄一
（18番）藤井 伸昌

(2)欠席者（1 名）

（9 番）光井 憲治

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	内田 健彦
〃 局長補佐	永田 正明
〃 農地振興係長	秋里 幸
〃 書 記	富永 大志郎

6 提出議案及び報告事案

議案第29号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第30号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第31号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第32号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定
について
議案第33号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による協議について
議案第34号 農業委員会事務の実施状況等の公表について
報告第39号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について
報告第40号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について
報告第41号 農地転用事業計画変更届出について

報告第42号 農地法第18条第1項但し書きの規定による合意解約について

報告第43号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第44号 現況証明書の発行について

報告第45号 農地法施行規則該当転用届について

報告第46号 時効取得の届出について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

6番 吉本 典正委員

7番 木原 伸二委員

午後1時45分開会

○事務局 ただいまから6月の月例総会を開催させていただきます。

本日、御欠席の連絡がありましたのが、9番、光井委員でございます。

出席委員は過半数を超えておりますので、会議規則第6条の規定により総会が成立することを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶をいただいて、引き続き議長として議事の進行をよろしくお願いいたします。

○藤井会長

(挨拶)

本日の議事録署名委員は、6番、吉本委員さん、7番、木原委員さんです。どうぞよろしくお願いいたします。

早速、議案審議に入ります。

議案第29号、事務局説明をお願いします。

○事務局 説明の前に、議案第29号、受付番号の3ですが、これは取り下げになっておりますので御報告いたします。

それでは御説明いたします。議案書の1ページ、資料の1ページからになります。

議案第29号につきましては、農地法第3条の規定による許可申請が2件提出されており、2件とも所有権の移転です。目的は、規模拡大が2件です。

別途営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん説明をお願いします。

○7番 7番の木原です。

議案第29号の1は、———の農地を———が購入する所有権移転の案件です。6月10日に現地確認をして、ちょうど———が地元に戻られていたのでお話を聞きました。

場所は、——の東側境界より500メートルぐらいのところにあります。——は親から申請地を相続したのですが、現在、地元にはおらず、戻ってくる気もないそうです。——は地元ではかなり有名な方で、麦や飼料米を作付されています。

今回の調査は、農地法第3条第2項に基づきチェックをしました。

まず、全部効率要件ですが、——いるのですが、それ以外は、機械の所有状況など、資料に記載されているとおりでした。

農作業常時従事要件は、——は、年間を通して作業をされています。

下限面積要件はクリアしています。

地域との調和要件につきましては、支障は特にはないと思います。

以上のことから、農地法第3条の許可要件の全てを満たしていると判断をいたしますが、皆様の御審議、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○11番 11番、石田です。

今回の所有権移転ですけど、僕も、今、1件、所有権移転をやっているんですが、移行は、市役所が代行して手続きとかやっている担い手だったと思うんですが、そういったのとかは御存じですか。

○藤井会長 これは農振じゃないんじゃないの。

○11番 農振じゃないのか。農振じゃないですね。農振ならそういうのもあるようなので、担い手さんにはしっかりと教えていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、可決、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん説明をお願いします。

○10番 10番、田村です。

議案第29号の2は、譲渡人、——と——と——の土地を——が所有する所有権移転の申請です。

現地確認は、申請者のお1人と6月15日に行いましたので御報告します。

現地は——より西方に約5キロのところにあります。

譲渡人については、今回、取りまとめ役の——に電話をしてお聞きしました。譲渡人は——で、——で、——は——、——は——で、通勤して耕作は困難だということで譲り渡すと言われました。

譲受人は、今回、土地所有を機会に父より農業の引き継ぎをしたいとのことです。

なお、———は、家業は———の———を———が営まれております。現状では、———の収益を農業につぎ込んでいる現状ですとのことです。

それと、農地法第3条第2項各号の農地利用上の制限に関する事項について説明します。

まず、第1号の全部効率要件は、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号は該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事することが見込まれると判断をします。

下限面積要件ですが、満たしております。

転貸禁止要件には該当していません。

第7号の地域調和要件ですが、権利移動により周辺農地の農業上の効率、かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断します。

それと、資料の3ページですけど、田植機は近所の農家さんから借りる予定と書いてありますけども、購入されております。

皆様の御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、可決、承認いたします。

続きまして、議案第30号、事務局説明をお願いします。

○事務局 御説明します。

議案書の3ページ、資料の7ページからになります。

議案第30号につきましては、農地法第4条の規定による許可申請が1件出されています。

転用目的は、農業用倉庫、農作業場です。

農地区分は集団農地面積で14.1haの農地で、施行令第5条第1号に該当する第1種農地です。

許可該当法令は、施行令第4条第1項第2号イの農業用施設です。

以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん説明をお願いします。

○11番 11番、石田です。

議案書の3ページと資料の7ページをご覧ください。

本案件は、———にあります———所有の土地を転用して、農業用倉庫を建てたり、あと、もみ殻の置場、それとか、果樹を植えたいという申請でございます。

ちょっと手違いがあつて、もう既に埋め立てられております。始末書はできましたかね、もう。

○事務局 本日、書いていただいて。今日、明日には。

○11番 ちゃんと出すように伝えてあります。

———が農業をしっかりとして今後手伝っていくということで、——、今、5反ぐらい百姓をやられているんですけど、倉庫が手狭になって、最近では知人のところにトラクターや田植機を置かせてもらっているという状況で、どうしても倉庫が必要だということで建てられようとするものでございます。

11ページをご覧くださいませでしょうか。11ページの図面のいろいろ書いている右上、地目、田とあるここにも柿や梅を8本ぐらい植えられるということでございます。

倉庫を建て、———もしっかりと農業を頑張りたいという思いを持っていらっしゃるということで、地元委員としては、いたし方ないかと思っております。

以上でございます。皆様方の審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。

審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第30号の1番、承認いたします。

続きまして、議案第31号、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第31号でございますが、議案書には3件ありますが、受付番号の2番と3番が取り下げになっております。

それでは御説明いたします。

議案第31号につきましては、農地法第5条の規定による許可申請が1件提出されております。

転用目的は駐車場です。

農地区分は集団農地面積0.01haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断いたします。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん説明をお願いします。

○17番 17番の三輪でございます。

議案第31号の件について説明させていただきます。

6月13日に事務局と現地を見に行きました。場所は資料の13ページになりますけど、———ということで、———のすぐそばになります。

———の所有地の畑を———が賃借権を設定して、駐車場として利用するものであります。

この前、ちょうど見に行ったときには、田植えの苗が置いてありました。今までもそうですけども、近所の方が置かせてくれということで、近所の農家からの依頼によるものだと聞きました。

以前は、この畑は———と———の夫婦が所有されていましたが、———、———おられなかったために、———ですけど、———にお住まいの———が相続されたものであります。

借受人の———は、現在、———の付近で———、———をされております。手狭で困っているところから、不動産屋さんからこの話があったということで賃借権を設定したということでございます。

13ページに現地地図がありますが、中ほどの上に———という家を書いてありますが、ここが———の家ですけども、相続が———のほうにいきまして、ここに今度新しく———が引っ越して来られるということで、工事を開始しておりますので、事業所も———からこちらへ移ってこられて、それで規模拡大を含めて、ここで今からやっつけようということだそうです。従業員の駐車場、営業車の駐車場として、今後とも事業を拡大していこうということであります。

駐車場までの進入路の経路については、お互いが許可済みだということでございました。

周囲も全部、四方、民家で、特に問題はないと考えております。

皆さんの御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○藤井会長 説明が終わりました。

審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第31号の1番、可決、承認いたします。

続きまして、議案第32号と33号、一括上程とさせていただきますと思います。

委員さんの中に対象の委員さんがおられますけれども、今回は退席求めませんので、発言を控えるようお願いいたします。

それでは、事務局説明をお願いします。

○事務局 それでは御説明をさせていただきます。

議案第32号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、御説明させていただきます。

議案書5ページから内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第32号につきましては、平成30年6月26日公告予定の利用権設定の申請が22件提出されております。農地の集積面積は6万8,137m²でございます。

内容としまして、22件中、使用貸借の設定が19件、賃貸借の設定が2件、所有権の移転が1件、新規8件、再設定13件となっています。それぞれの計画の内容は議案に記載してあるとおりでございます。全ての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第33号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の協議について御説明させていただきます。

議案書9ページから内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第33号につきましては、県で公告予定の利用権設定が8件になります。

内容としまして、議案第33号の番号1から7までにつきましては、以前総会に図った案件ですが、公社から貸し付ける相手方に変更が生じたものになります。

議案第33号の番号は8番につきましては、公社から貸付を行うもので、議案第32号の番号22番に対応するものになります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。また、地元委員さんで説明が必要と思われる方は説明いただきたいと思います。

○11番 7ページ上段からあります———ですけど、このたび新規就農されて、土地利用型での新規就農ということで珍しいケースではあるんですけど、もともと両親が農業をされていて、米を作られていたので、なかなか新規就農の計画を通すのが難しかったんですけど、親は主食用米をされていて、———は飼料米を専門ですので、別の作物という扱いにさせていただいて、何とか計画を通していただきました。

今から———も、隣の家も一緒なんですけど、担い手が高齢化で、かなり厳しい状況になると思いますが、一生懸命地元のために頑張っていたきたいとは伝えておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 何か御意見はございませんか。

新規就農の話が石田委員から出ましたが、ついでに33号の7の———についても御紹介していただきたいと思います。

○11番 ———、まだ新規就農の計画は本人が出していないんですけど、もう先に農業を始めたいんだということで利用権設定が出ているんですけど、この方、自然薯を作られていて、もともとは秋に古米を回収する仕事をしていたんですが、自然薯を本格的にやりたいということで、うちの地元で、ちょうど空き家があったのでそこを紹介して入っていただいて、今、結構な面積でだんだん増えておりまして、若い人を何人か手伝いに呼んで、みんなで楽しそうに頑張っていて、地域との関係も、気さくな方なので、地域行事とかにも積極的に参加してくれて、地元としては大変良い関係になったと思っている次第でございます。しっかり頑張してほしいと思っております。

○藤井会長 ほかに何かございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第32号、第33号、御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第32号、議案第33号、可決、承認いたします。

議案第34号農業委員会事務の実施状況等の公表について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第34号農業委員会事務の実施状況等の公表についてということで、議案書等は別便で郵送させてもらったものなんですけど、A4縦のホッチキス留めのものが2部入っていたと思います。

別紙様式1と2というのがありまして、別紙様式1が、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画、今年度の計画で、3ページあります。別紙様式2としまして、29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価、昨年度行いました事業等についての実績が8ページ載っております。

この活動計画と点検評価につきまして、6月の末までに市のホームページで公表することになっておりますので、この場で御審議をいただきまして、公表していきたいと思っております。その後、県に提出する予定となっております。

○藤井会長 それでは御意見のある方、お願いします。

○14番 何度も聞いていいですか。

○藤井会長 どうぞ。

○14番 米印で農林業センサスに基づいて決める、これはどんな統計調査、例えば農林水産省が5年に1回やったものとか、その辺、概略を教えてもらえないですかね。

○事務局 私もあまり詳しく知らないんですけど、この農林業センサスは、農林水産省の調査でして、5年に1回行っておりますので、小山さんがおられるんですけど、調査員をされているので、結構詳しいかと。

○小山農地利用最適化推進員 再来年です。

○事務局 再来年にまた調査があるので、農業をされている方のところに調査員さんが行かれて聞き取りをされるんですよね。

○小山農地利用最適化推進員 そうです。

○事務局 されて、その結果が5年に1回出ることになっています。

○藤井会長 小山さん、調査員が地区でどういう割り振りが決まっているんですかね。

○小山農地利用最適化推進員 どうですかね。2つあるんですよね。国の農水省がやる分と、農水省は部落単位でやる。それから、市役所でやっているのがセンサスですから、全世帯を対象にしてやっています。

登録員という制度がありますので、それで大半の調査員が決まっているように聞いております。ひょっとして、市町村によってはJAさん等の協同組合とかにシステムをお願いしてやっているという話も聞いています。地区、人数としてはそんなに多くありませんよね。私が前回、右田の上河原地区でやりましたが、ここは市内で一番調査区域が広いということでやらせてもらったんですが、そんなに範囲が広くはありませんので、30人か40人ぐらいの人でやっているんだろうと思います。

○藤井会長 ありがとうございます。

JAはどうやって絡んでいるんですか。

○5番 以前は農協が委託してやっていました。もうなくなって15年くらいになりますけれども。

○藤井会長 私の勉強不足で申し訳ありません。そういう状況のようです。

事務の件はそれでよろしいでしょうか。

ほかに何かありましたらお願いいたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第34号、御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第34号、可決、承認いたします。

続きまして、報告事項が議案第39号から46号までございます。目を通していただいて、何か御意見のある方はお願いします。何かございませんか。

私からお聞きしたいんですけど、議案第42号のこの合意解約で、——の所有のものが結構あるんですけど、これはその後どうなる予定なんですか。

○17番 旦那さんが亡くなられて、——だったけど、その——になっていると思うんですけど。

今、——に出ておられるし、——におられるから。

○事務局 議案書の9ページに、そちらのほうで、——を解約して、——に新たに貸し付ける

という形になっています。

○藤井会長 だけど、議案第32号のほうだから、——のほうに移っていないだろう。

○事務局 従前、——を通じて——へ権利の設定がされていて、——と——の間だけ解約で、——から——に付け変わったという形です。

○藤井会長 わかりました。——が引き続きやられる。

○17番 隣同士で——ということで、——に変わったんですね。

○藤井会長 わかりました。ほかに何かございませんか。どうぞ。

○11番 ついでに、その下の——というのがたくさんあるんですけど、これは息子さんに設定ということでなっています。

○藤井会長 合意解約の、ついでに私のところを言うと、16ページに名前がありますけれども、これも——から譲り受けて私がするようになったんですが、結局、所有者とうまくいかなくて解約という形にさせてもらったんですけども、——を通す問題点というのがこういうところに出てくると思うんですね。お互い、譲受人と譲り手が——を介することになってから顔が見えないということで、お互い、行き来がないままに耕作するようになって、良し悪しと思うので、これは今後気をつけていかなくちやいけないなど。

○8番 私が——を通してと来たというので相談を受けたんですが、その話をしたら、顔が見えてしっかり対話ができないと、先祖の土地だから、うかつに貸せないと言われるんです。会長がおっしゃった、そういうことをすごく相手も気にしていますね。顔が見えないといけないといって。それと、人がわからないといけない。

○藤井会長 一応、——も責任を持つのは持つんでしょうけれども、最終的に依頼をしたところは——のつき合いがないというのがちょっと、いろいろトラブルが起きる原因になると思いますので、気をつけていかなくちやいけないと思います。

○8番 双方がわからないからね。

○藤井会長 ほかにありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、以上で議案審議は閉じたいと思います。

午後2時20分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年 6月19日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員